

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」をはじめとして、諸規定の制定により、コンプライアンス体制を確立するとともに、健全性と透明性を確保し、経営の効率性を高めて企業価値の最大化を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的としております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化・充実に努め、お客様、株主等のステークホルダーとの良好な信頼関係を築くことを重要な経営施策と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社のいわゆる政策保有株式の取得及び保有並びに議決権行使に関する方針は以下のとおりであります。

1. 取得及び保有に関する方針

(1) 上場株式について、当社は取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の企業価値の向上に資すると判断した場合は、当該取引先の株式を取得し保有することができる。

(2) 保有上場株式について、当社は個別銘柄毎に保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略を踏まえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しを総合的に検証した上で、保有維持の良否判定を半年毎に実施する。保有維持しないと判定される株式については、市場に与える影響やその他考慮すべき事情等を配慮しつつ売却を検討する。

(3) 四半期毎に、取締役会において保有上場株式の状況についての報告を行う。

2. 議決権行使に関する方針

(1) 保有上場株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権行使を行う。

(2) 議決権行使に際しては、当該発行会社の発展と株主利益を重視した経営が行われているか、反社会的勢力と関わりがないか等にも着目し、議案ごとに確認を行った上で、議決権を行使する。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議しその承認を得るものとしています。また、当社は、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間の取引の有無について確認する調査を毎期実施するなど、関連当事者間の取引について管理する体制等の構築に努めております。

(原則3-1 情報開示の充実)

(i) 当社は、経営理念、経営ビジョンを定め、当社ホームページ上に開示しております。また、中期経営計画を策定し、当社ホームページ及び決算説明資料等にて開示しております。

(ii) 当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に対する方針を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて」として定め、当社ホームページ上に開示しております。また、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(iii) 当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針を事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(iv) 当社は、取締役候補者・監査役候補者の選定に際しては、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、人格、識見、能力に優れ、当社役員の一員として有望な人材をあらゆる角度から精査し総合的に判断した上で、取締役会が決定しております。また、社外役員の独立性に関しましては、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき、「指名・報酬委員会」が判断しております。

(v) 株主総会招集通知にて、取締役候補者及び監査役候補者全員の略歴等並びに社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を開示しております。

(補充原則4-1-1)

当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「組織規程」、「決裁権限規程」等を整備し、取締役、執行役員、部長等の権限と責任を明確に定め、当該規定に基づき、それぞれの決裁機関、決裁者が業務執行等に関する事項を適切に審議し決定しております。当社の取締役会は、当社の持続可能な成長と企業価値の向上を図るため、監督機能を十分に発揮するとともに、法令や定款、更には「取締役会規則」をはじめとする各種規定等に定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、意思決定しております。また、取締役会は、業務執行取締役及び執行役員に対し、業務執行に関する事項を委任するとともに、業務執行取締役に対し、3箇月に1回以上、取締役会に業務執行状況等を報告させるなど、当該執行状況の管理・監督を適切かつ合理的に行っております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、現在、独立性を有する社外取締役を2名選任しておりますが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、独立性を有する社外取締役の員数を含め、当社にとって望ましい取締役会の構成を引き続き検討してまいります。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の設置に伴い、「社外役員の独立性判断基準」を策定し、有価証券報告書において開示しております。また、社外役員候補者の選定に際しては、「指名・報酬委員会」の審議(「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立性の判断を含む。)を経て、人格、識見、能力に優れ、当社役員の一員として有望な人材をあらゆる角度から精査し総合的に判断した上で、取締役会が決定しております。

(補充原則4-11-1)

当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある事業執行を実行できる者と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる者とで構成されており、取締役会の多様性と適正規模についても検討した上で、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から構成員のバランス等に十分配慮しております。取締役候補者の選定に関しては、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、人格、識見、能力に優れ、当社役員の一員として有望な人材をあらゆる角度から精査し総合的に判断した上で、取締役会が決定しております。また、当社は独立性を有する社外取締役を2名選任しておりますが、社外役員の独立性に関しましては、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき、「指名・報酬委員会」が判断しております。

(補充原則4-11-2)

当社の社外取締役及び社外監査役は、現在、他の会社の役員等を兼務しておりません。なお、社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任の状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じて、適時適切に開示しております。

(補充原則4-11-3)

当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、原則毎年1回、すべての取締役に対して「取締役会の実効性評価に関するアンケート(記名方式)」を実施し、当該アンケート結果に基づき、社外取締役及び社外監査役を含む監査役の意見等も踏まえ、取締役会の実効性に関する自己評価を実施するとともに、その結果の概要を開示しております。

(補充原則4-14-2)

当社は、取締役及び監査役が、当社の事業・財務・組織等に関する理解を深め、必要な知識を習得するための機会を設けるとともに、取締役及び監査役が、取締役及び監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を理解し、それを適切に果たすことができるよう弁護士等の外部専門家から関連法令並びにコーポレート・ガバナンス等に関する説明を受ける機会を定期的に設けております。また、当社は、必要に応じて、これらの機会の継続的な提供・斡旋に努めるとともに、取締役及び監査役が、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のための場に積極的に参加できる環境の整備に努めております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社はIR担当取締役を中心とするIR体制を整備しております。株主や投資家に対しては、原則年2回、決算説明会を開催するとともに、株主や機関投資家からの要請に応じて、積極的にIRミーティング等を開催し、株主平等の原則やインサイダー情報の取り扱い等に留意した上で、合理的な範囲で適時適切な情報開示に努めております。IR担当取締役は、必要に応じて、会議体や報告書等を活用してその概要を取締役や関係部門等にフィードバックし、情報の共有化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東芝	48,574,456	49.74
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	4,450,900	4.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,535,300	2.60
東芝保険サービス株式会社	1,600,929	1.64
東芝プラントシステム従業員持株会	1,593,523	1.63
ビ・エヌワイエム エスエ・エヌブイ ビ・エヌワイエム ジ・シ・エム クライアント アカウンツ エム アイエルエム エフイ	1,590,340	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,486,200	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,186,600	1.22
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	996,400	1.02
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	991,900	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社東芝 (上場:東京、名古屋) (コード) 6502

上記大株主の状況は、平成29年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

1. エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) から、平成27年3月20日付 (報告義務発生日 平成27年3月13日) で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、以下の株式を取得している旨の報告を受けておりますが、当社として平成29年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	4,082,300	4.18

2. 平成27年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者である Invesco Hong Kong Limited が平成27年6月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として平成29年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	3,443,100	3.53
Invesco Hong Kong Limited	142,100	0.15
計	3,585,200	3.67

3. 平成28年9月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三井住友銀行及びその共同保有者である三井住友アセットマネジメント株式会社が平成28年8月25日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として平成29年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社三井住友銀行	603,636	0.62
三井住友アセットマネジメント株式会社	467,100	0.48
計	1,070,736	1.10

4. 平成29年5月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社東芝が、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社その他の取引金融機関合計95社に対する借入金等の債務を担保するため、平成29年4月28日付で締結した担保権設定契約に基づき、同社が保有する当社株式の全てについて上記取引金融機関へ担保として差し入れることに合意した旨が記載されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、株式会社東芝を親会社として東芝グループに属しており、同社より、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、建築工事、消防施設工事及び鋼構造物工事のエンジニアリング、施工、試運転・現地調整等を請け負うとともに、電気機械器具等の資材を購入するなどの取引を行っておりますが、これらの取引については一般取引条件と同様に決定しております。

当社の事業の運営にあたっては、取締役会及び経営会議において、重要な経営事項や経営方針、経営戦略に係る重要な業務執行等について独自の意思決定を行っております。また、社外監査役2名を含む4名の監査役には、取締役会及び経営会議をはじめとする重要な会議への出席の機会を提供し、チェック機能の強化に努めております。

なお、親会社の企業グループに属することによる事業上の大きな制約はなく、上述のとおり意思決定機関及び監査体制等により、当社の業務が適正に遂行されていることを確認しており、少数株主保護の体制が維持されていると認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社である株式会社東芝との連携を密にし、東芝グループのエネルギー事業、インフラ事業のエンジニアリング及びフィールド機能を担う企業として最適事業体制の構築を図る一方、事業活動の独立性を高めるため、中期経営計画に基づく当社独自事業の拡大施策を推進しております。

経営判断については、取締役会、経営会議等において十分に審議し決定しており、当社の責任のもと独自に意思決定を行うことができる体制を

構築するなど、上場会社としての独立性は十分に確保しているものと認識しております。

当社は、今後も業務の適正性を確保べくコーポレート・ガバナンスの更なる強化・充実に努め、企業価値の最大化を図り株主共同の利益の創出に努めてまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和田 希志子	弁護士											
横山 良和	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田 希志子	○	_____	弁護士として長年培ってきた専門的な見識と幅広い経験を有し、高い独立性をもって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、当社の社外取締役として選任したものであります。
横山 良和	○	_____	公認会計士、税理士として長年培ってきた専門的な見識と幅広い経験を有し、高い独立性をもって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、当社の社外取締役として選任したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	4	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	4	2	0	0	社外取 締役

補足説明

社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者等の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されており、各監査役は会計監査人から随時監査結果に関し報告及び説明を受けるなど、相互連携を図っております。

また、当社は内部監査機能を担う組織として監査部を設置し、年度計画に基づき当社の各組織及び当社グループ会社の業務監査、会計監査を実施しており、各監査役は、監査部と監査全般について緊密に連携し、監査業務に係わる情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
師岡 慎一	学者													
石井 崇	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
師岡 慎一	○	株式会社東芝に平成17年3月まで、その後、当社の兄弟会社である東芝原子力エンジニアリングサービス株式会社に平成22年3月まで業務執行者として勤務しておりました。	大学特任教授として、主に当社事業と関わりが深い事業分野における専門的な見識と幅広い経験を有し、外部の視点をもって客観的に監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、当社の社外監査役として選任したものであります。
石井 崇	○	――	弁護士等として長年培ってきた専門的な見識と幅広い経験を有し、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から客観的に監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、当社の社外監査役として選任したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の要件を充たす社外取締役及び社外監査役は独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬の内、賞与については、当該期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算の上、取締役会の決議に基づき決定しております。なお、取締役の賞与の決定に関する方針及び賞与の額につきましては、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会が決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度(第111期)に係る取締役報酬の総額は、取締役17名に対し、197百万円(取締役賞与83百万円を含む)であります。
(注)1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第103期定時株主総会決議に基づき、年額320百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)であります。
(注)2. 上記のほか、使用人兼務取締役にに対し使用人分給与162百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬は、基本報酬と付加報酬により構成され、当該期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算の上、取締役会の決議に基づき決定しております。なお、取締役の報酬の決定に関する方針及び報酬の額につきましては、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部等に所属する使用人が監査役の職務を補助しております。なお、監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び解任並びに人事異動等については、事前に監査役と協議し、監査役の意見を尊重しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役会は10名(社外取締役2名を含む)で構成されております。取締役会は原則毎月1回開催し、その他必要あるごとに随時開催しております。

取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項のほか、重要な経営事項を審議・決定しております。また、各取締役から業務執行状況に関して適時適切な報告を受けるとともに、妥当性・合理性等の観点から取締役及び執行役員等の業務執行を効率的かつ実効的に監視・監督しております。

なお、当社は、経営の意思決定と監督機能を業務執行機能と分離させることにより、急速な事業環境の変化並びに企業間競争等に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しております。

(2) 経営会議

経営会議は原則毎週1回開催しております。経営会議は、取締役と主要部門の責任者で構成され、会社経営に関わる基本方針、戦略事項並びに重要な業務執行事項、事業運営制度等の審議・決定を行っております。

(3) 監査役会(監査役の機能強化に向けた取り組み状況)

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役会は「監査役会規則」に基づき、原則毎月1回開催され、意見交換等を行い情報の共有を図るとともに各監査役から監査事項等に関する報告を受け、協議又は決議を行っております。

当社は、監査役の機能強化に向けた取り組みとして、監査役の職務を補助するための使用人を設置するとともに、諸規定を整備し、監査役への適時適切な報告体制を構築しております。また、監査役に対して、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議への出席機会を提供するとともに、取締役社長と監査役との意見交換の場を定期的に設けるなど、監査役が重要な意思決定過程や業務執行状況等を適時的確に把握し、必要に応じて助言や意見表明等を行える体制を整備しております。

各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準や監査方針、年度監査計画等に従い、独立した機関として、当社事業に対する理解の浸透や積極的な情報収集に努め、経営状態や財務状況の調査等を通じ、取締役の業務執行を公正かつ実効的に監査するとともに、内部監査部門及び主に内部統制業務を掌握する総務部、経理部並びに会計監査人と緊密に連携し、また、必要に応じて弁護士等の外部有識者に助言等を求めるなど、監査役会の機能強化に努めております。

なお、当社の常勤監査役2名のうち1名は、当社の経理部門の業務を長年にわたって経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外監査役2名を独立役員として指定しております。

(4) 内部監査部門

内部監査部門である監査部は、年度計画に基づき、当社の各組織及び当社グループ各社の業務監査、会計監査を実施しております。

監査部は、合法性かつ合理性と効率性の観点から公正かつ独立の立場で、各組織のコンプライアンス、リスクマネジメント及びガバナンス・プロセスの有効性並びに経営諸活動の遂行状況等を検討・評価し、改善のための意見・助言・勧告を行う監査業務機能を有しております。

また、監査部は、監査全般について監査役及び主に内部統制業務を掌握する総務部、経理部等とも緊密に連携し、監査業務に係わる情報の共有を図っております。

(5) 会計監査人

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人は、法定の会計監査を実施するとともに、監査役と緊密に連携し、会計における適法性及び適正性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、取締役10名(社外取締役2名を含む)及び監査役4名(社外監査役2名を含む)を株主総会で選任し、経営の効率性の向上と透明性の確保に努めております。

取締役の任期は、経営環境の変化に柔軟に対応するとともに、経営責任を明確にするため、定款の定めにより1年としております。また、当社は、経営の意思決定と監督機能を業務執行機能と分離させることにより、急速な事業環境の変化並びに企業間競争等に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しております。

当社は、取締役会の監督機能を十分に発揮するため、社外取締役を選任するとともに、当社事業に精通した取締役に構成する取締役会において、各取締役から業務執行状況に関して適時適切な報告を受け、妥当性・合理性等の観点から効率的かつ実効的に監視・監督しております。また、監査役4名のうち、2名を社外監査役とすることで、監査役会の機能強化と独立性の向上を図り、公正かつ健全で質の高い経営の実現を目指しております。

当社の社外監査役は、監査役会や監査役相互の意見交換の場を有効に活用するとともに、内部監査部門や主に内部統制業務を掌握する総務部、経理部並びに会計監査人と緊密に連携し、また、必要に応じて取締役や使用人等から報告を求めるなど、当社事業に対する理解の浸透や積極的な情報収集に努め、公正中立な第三者の立場から、意思決定過程の監視等を通じ、当社の経営全般について、善管注意義務や忠実義務等に照らして、その知識と経験、専門性等に基づき適法性・倫理性を重視し、必要に応じて助言や意見表明等を行うなど、社外監査役としての職務を適正に遂行しております。

当社は、内部統制システムの一環として、諸規定を整備し、取締役及び使用人等の監査役への報告体制を構築するとともに、監査役に対して、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議への出席機会を提供するなど、監査役が重要な意思決定過程や業務執行状況等を適時的確に把握し、必要に応じて助言や意見表明等を行える体制を整備しております。

更には、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査役の職務を補助するための使用人を設置するとともに、取締役

社長と監査役との意見交換の場を定期的に設け、当社の経営方針や対処すべき課題のほか、監査上の重要課題等について意見交換を実施し、相互認識と信頼関係の醸成に努めております。また、監査役は、内部監査部門及び主に内部統制業務を掌握する総務部、経理部並びに会計監査人と緊密に連携し、必要に応じて外部有識者に助言等を求めるなど、監査役監査の実効性の維持・向上に努めております。

当社は、今後も取締役及び使用人等に対して監査役監査の重要性・有用性等を浸透させるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化・充実に向けて取り組んでまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会開催日の3週間以上前に発送しております。 なお、株主へ早期に情報を提供する観点から、招集通知の発送日前に当社ホームページにおいて招集通知を開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向けに、(株)ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームを利用いただけます。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を作成し、(株)東京証券取引所のWEBサイト(東証上場会社情報サービス)及び当社ホームページにおいて提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算の発表と同日に決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	投資家情報として、決算短信、有価証券報告書、株主のみなさまへ、株価情報等を掲載しております。また、決算情報以外の適時開示資料についても、IRニュースやトピックスとして掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署として、総務部内に広報担当部門を設置しております。	
その他	アナリストや機関投資家からの申し入れに対応し、個別ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員及び従業員がとるべき行動規範として制定しております「東芝プラントシステム行動基準」の中で、ステークホルダーの立場の尊重に関して規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動に関するスローガンや基本方針を定めるとともに、ISO14001の認証取得、環境管理活動や環境教育を積極的に推進しており、実施状況は当社CSR報告書及びホームページに掲載しております。また、海外開発援助や文化財保護等を行うNPO法人等との協働による社会貢献活動のほか、地域貢献活動として、地域主催の行事への積極的な参加や事業所・作業所周辺の自主的清掃活動等を行うなど、地域に根ざした活動も実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は次のとおりとなります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令、社会規範、倫理及び当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」などを遵守し、当社におけるコンプライアンス体制を確保する。
- (2) 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に随時取締役会で報告させる。
- (3) 監査役は、「監査役監査基準」、「監査方針」、「年度監査計画」等に基づき、取締役の職務の執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、全社を統括する部門を定め、「規定管理規程」、「文書管理規程」等に基づき、当該情報を文書又は電子記録媒体等に記録し、適切かつ確実に管理する。
- (2) 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、保存年限に関する規定等を定め、各所管部門が適正な期間、検索性の高い状態で当該情報を保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理体制の基礎として、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」及び「ビジネスリスクマネジメント基本規程」等を定め、リスク管理に関する統括部門を設置する。また、当社の事業に係るリスクを「リスク・テーブル」で以下の区分に分類し、リスクの種類に応じて所管部門を定め、迅速かつ的確にリスクを把握するとともに、合理的かつ有効に管理できる体制を整備する。
 - (イ) 経営リスク
 - (ロ) 災害・事故リスク
 - (ハ) 社会リスク
- (2) 取締役は、当社及び子会社のリスクが顕在化した場合に備え、リスクの継続的な把握に努めるとともに、リスクに関する施策を立案・推進する。
- (3) リスクが顕在化した場合は、当社の報告体制に基づき、迅速かつ的確に当該リスクに関する情報を関係部門に伝達し、リスクの種類に応じて取締役社長又はCRO (Chief risk-compliance Management Officer) 等の指示のもと、リスク・コンプライアンス委員会等を招集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織し、当該リスクに対して合理的かつ有効に対応することに努め、損失の最小化及び企業価値の最大化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回取締役会を開催するとともに、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、原則毎週1回経営会議を開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行並びに中期経営計画、年度予算等を審議・決定する。
- (2) 当社は、「組織規程」に基づき組織機構、業務分掌及び役職者職務等を定め、使用人等の権限及び責任を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- (3) 当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」及び「決裁権限規程」等に基づき、適切な手続に則って業務執行の意思決定を行う。
- (4) 取締役は、当社及び子会社の適正な業績評価を適時適切に行う。
- (5) 当社は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、基幹システム等の情報処理システムを適切かつ合理的に運用する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、社会規範、倫理などの遵守を重要視し、コンプライアンス体制を確保するために、継続的な教育の実施等により、使用人に対し当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」を遵守させる。
- (2) 当社は、内部監査部門を設置し、「内部監査規程」の定めに基づき、各組織及び当社グループ会社の業務監査、会計監査を適切かつ合理的に実施する。また、内部監査部門は、監査全般について監査役と緊密に連携し、業務を遂行する。
- (3) 当社及び子会社は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、内部通報制度を構築し、当該制度を活用することにより、リスクの早期発見と迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。また、内部通報を行った者に対し、内部通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わないことを「東芝プラントシステム行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めるなど、通報者保護の体制を整備する。
- (4) 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度等の運用に問題があると判断した場合は、取締役に對し意見を述べるとともに、必要に応じて、都度取締役及び使用人に対して直接意見を求める。

6. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び子会社における業務の適正を確保するため、子会社に対し、「東芝プラントシステム行動基準」及び当社の各種コンプライアンス規定等に準拠した規定を策定することを要請する。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき各子会社の所管部門を定め、業務の遂行にあたっては子会社と連携を図ることとし、当社への事前決裁及び報告体制については、その取り扱いを明確にし、必要に応じて都度子会社に対して事業の育成・支援、モニタリング等を行う。
- (3) 各子会社に対しては、当社の内部監査部門が計画的に業務監査、会計監査を実施する。
- (4) 当社は、子会社に対し、「内部監査規程」に準拠した監査体制を構築することを要請する。
- (5) 取締役及び監査役は、親会社である株式会社東芝の監査委員会と適時適切な連携を図ることとし、必要に応じて同監査委員会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定等を求める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、総務部等に所属する使用人に監査役の職務を補助させる。

8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び解任並びに人事異動等に関して事前に監査役と協議し、監査役の意見を尊重する。
- (2) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の独立性を尊重し、監査役の当該使用人に対する指揮命令体制を確保する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」等に基づき、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監査役に報告する。
- (2) 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- (3) 取締役は、監査役と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定め、当該事項に関し、監査役会に実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制を整備する。
- (4) 取締役は、監査役に対し取締役会、経営会議、その他重要な会議等への出席の機会を提供し、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を適時的確に把握でき、意見を述べるができる体制を整備する。
- (5) 当社は、子会社に対し、「グループ監査役連絡会」等を通じて、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告することを要請する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役社長は、監査役会が定める「監査役会規則」に基づき、監査役と定期的に意見の交換等を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役会が定める「監査方針」及び「年度監査計画」に基づく監査役の定期的な監査及びヒアリング等を通じ、職務執行状況等を監査役に報告する。
- (3) 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携するとともに、必要に応じて弁護士等の外部有識者とも連携し、効率的な監査を実施する。
- (4) 当社は、監査役の監査が効率的かつ実効的に行われることを確保するため、監査役から、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する請求を受けたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、平成18年8月31日開催の取締役会決議により「東芝プラントシステム行動基準」を改定し、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、これに基づき管理体制を以下のとおり構築し、健全な会社経営の確立を図っております。

(1) 統制環境の整備

当社は、反社会的勢力対応の専門部署として総務部内に渉外担当部門を設置し、適法かつ適正な企業活動を妨げる社外からの接触への対応を支援しております。

また、当社は、反社会的勢力との関係の遮断をより一層確実なものにすることを目的として、平成18年9月1日付で「東芝プラントシステム行動基準」を改定し、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、当社の標準契約書に同様の条項を追加する等種々の施策を実施しております。

(2) リスク評価の徹底

当社は、「東芝プラントシステム行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、当社における反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

当社では、全従業員に「東芝プラントシステム行動基準」の冊子を配布し、遵守する旨の誓約書を取得するとともに、教育を全従業員に継続して実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を全社に徹底させております。

(3) 統制活動の推進

当社では、反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、渉外担当部門を中心に全従業員への教育を実施するとともに、反社会的勢力への対応要領を整備する等、全従業員への啓発活動を推進しております。また、「東芝プラントシステム行動基準」違反者に対する懲戒処分を規定し、同基準の遵守の徹底を図っております。

(4) 情報伝達の明確化

当社は、社内規定を制定し、社内体制及び反社会的勢力への対応方針を明確化するとともに、渉外担当部門が関係情報の収集・伝達を行い、社内での周知徹底を図っております。また、警察、顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め情報伝達を円滑にすることにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

(5) 監視活動

当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を管理する責任者としてCRO (Chief risk-compliance Management Officer) を設置するとともに、モニタリングを担当する独立した組織として、内部監査部門を設けております。

(6) 外部との緊密な関係構築

当社は、警察及び顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め、必要となる情報を交換する等、関係の緊密化を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、東芝プラントシステム行動基準において「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時適切に開示します。」と定め、適時適切な開示の基本方針としています。

決定事実及び発生事実については、適時開示情報となり得る会社情報を有する部門が総務部に連絡することとしています。その連絡を受けて、総務部は適時開示の要否を確認し、適時開示を行うこととしています。

当社の重要事項は、取締役会及び経営会議により決定又は報告されます。総務部長は、取締役会及び経営会議に出席しており、総務部は決定事実に関する情報を直接入手できる体制となっています。また、総務部は、リスク・コンプライアンス統括部門となっており、重大なリスクに関する発生事実の情報も直接、把握する体制となっています。

業績等については、経営企画部、総務部及び経理部が共同して決算短信等の開示書類を作成し、経営企画部長、総務部長及び経理部長の承認を得た上で、取締役会及び経営会議において決議又は報告し、公表しています。また、可能な限り早期に決算発表を行うよう最善の努力を払っており、原則として、各決算期後1カ月以内に決算発表を行うよう努めています。業績予想(配当予想を含む。)については、決算(四半期を含む。)の確定過程において、経理部でその変更に係る開示の要否を適宜検証しています。上記を含め、業績予想の変更に係る開示が必要となる場合が明らかになった場合は、随時、経理部から総務部に連絡することとしています。その上で、決算短信等と同様の体制で公表しています。

当社の適時開示にあたっては、親会社である株式会社東芝の適時開示事項に該当する場合は、同社と連携して公表することとしています。

なお、当社は、インサイダー取引防止規程に基づき、取締役、監査役、執行役員、関係部門長から株式等の売買、情報管理に関する包括的な誓約書を取得し、従業員に対しては、インサイダー取引規制に関わる業務に従事する場合に、随時、誓約書の提出を求めるとともに、適宜、インサイダー取引規制に関する教育を実施しインサイダー取引の防止に努めています。

上記に加え、当社は「内部通報制度」を設け、法令違反の疑いのある行為(会計に係るものを含む。)について、誰でも直接情報提供できる仕組みを整備しています。

